



子育てカレンダー



妊娠・出産・子育て

	産前／妊婦	赤ちゃん／幼児
手続き	<input checked="" type="checkbox"/> P.26 母子健康手帳の交付 <input checked="" type="checkbox"/> P.27 妊婦健康診査 <input checked="" type="checkbox"/> P.27 妊婦歯科健康診査	<input checked="" type="checkbox"/> 出生届の提出(生まれた日から14日以内) <input checked="" type="checkbox"/> P.36 児童手当の認定請求手続き(生まれた日の翌日から15日以内) <input checked="" type="checkbox"/> P.30 子どもの予防接種
各種支援制度	P.26 妊娠・出産にかかる制度  <input checked="" type="checkbox"/> ひとり親家庭への支援 <input type="checkbox"/> 障がいのある子どもへの支援	 <input checked="" type="checkbox"/> P.36 児童手当 <input checked="" type="checkbox"/> P.36 子ども医療費助成制度 <input checked="" type="checkbox"/> P.37 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 <input checked="" type="checkbox"/> P.36 児童扶養手当 <input checked="" type="checkbox"/> P.37 ひとり親家庭医療費助成 <input checked="" type="checkbox"/> P.56 身体障害者手帳・療育手帳 <input checked="" type="checkbox"/> P.57 障害児福祉手当・特別児童扶養手当 <input checked="" type="checkbox"/> P.54 障害児通所支援
相談・アドバイス	<input checked="" type="checkbox"/> P.27 すくすくママ訪問 <input checked="" type="checkbox"/> 妊娠期の面談	<input checked="" type="checkbox"/> P.28 すくすくベビー訪問 <input checked="" type="checkbox"/> 出産時の面談 <input checked="" type="checkbox"/> P.29 乳幼児健康診査 <input checked="" type="checkbox"/> P.63 家庭児童相談 <input checked="" type="checkbox"/> P.30 赤ちゃん相談
子育て支援事業および子育て支援関係施設		<input checked="" type="checkbox"/> P.44 認定こども園・保育園(所) <input checked="" type="checkbox"/> P.12 子育て支援センター <input checked="" type="checkbox"/> P.48～51 子育てでの援助を受けたいとき(ファミリー・サポート・センター)

子どもの成長にあわせたサポートカレンダーです。
忘れないようにチェックしましょう。

	小学生	中学生	高校生以上
			
	<p>P.59 就学援助制度</p>		
	<p>P.63 教育相談</p>		
	<p>病児・病後児保育施設など</p>		
	<p>P.60 留守家庭児童会(仲よしホーム)</p>		
			



妊娠・出産・子育て



妊娠・出産・子育て

こども相談センター 妊娠～子育て中のあなたをサポートします

こども相談センター(保健・福祉合同庁舎内)では、妊娠・育児を応援しています。「育児に不安がある」「育児に疲れた」「赤ちゃんが泣き止まずにイライラする」など、どんなことでも結構ですので気軽にご相談(お電話など)ください。

場所 こども相談センター(保健・福祉合同庁舎内)

住所 畠中1-18-8

電話 433-7000

F A X 433-7087



妊娠・出産・子育て

妊娠されたかたへ

問 こども相談課 ☎433-7000



母子健康手帳の交付

医療機関で妊娠したことが確認されたら、できるだけ早く、妊婦さんご本人が来所し、届け出をしてください(妊娠証明不要)。母子健康手帳と妊婦健康診査等受診券、妊婦歯科健康診査無料券、マタニティマークのキーホルダーなどをお渡しします。

手続き 窓口で妊娠届出書とアンケートの記入をしていただきます。

交付場所 こども相談センター(保健・福祉合同庁舎内)

費用 無料

持ち物 身分が証明できる書類(マイナンバーカードまたは運転免許証など)、妊婦名義の口座情報がわかるもの(通帳またはキャッシュカードなど)

妊婦のための支援給付事業

妊娠・出生届出後にそれぞれ現金5万円(合計10万円)を支給します。詳しくは、子ども相談課へお問い合わせください。

妊婦健康診査

妊娠中の健康管理のため、大阪府内の医療機関・助産所で受診する、妊婦健康診査費の一部を公費負担いたします。

◆ 里帰りなどで、大阪府以外で妊婦健康診査などを受けられた場合

かかった費用の一部をお返しの制度があります。妊婦健康診査・産婦健康診査・乳児一般健康診査・新生児聴覚検査の領収書、母子健康手帳、未使用の妊婦健康診査受診券、産婦健康診査受診券、乳児一般(1か月児)健康診査受診票、新生児聴覚検査受検票をご用意のうえ、こども相談センター(保健・福祉合同庁舎内)までお越しください。

妊婦歯科健康診査

妊娠中からの健康づくりのため、委託医療機関で歯科健診が受けられます。

対象 受診日当日妊娠中の市民(妊娠16週～27週くらいの妊婦)

実施期間 5月1日～翌年2月末日(毎年)

実施場所 貝塚市歯科医師会会員の歯科医院

内容 虫歯や歯肉の状態の検査

費用 無料

持ち物 母子健康手帳、妊婦歯科健康診査無料受診券

受け方 直接医療機関に予約してください。

ママパパ教室(要予約)

妊娠・出産・育児に関する情報がたくさん。不安や疑問を解消したり、ママやパパの知り合いづくりの場としても、お役立てください。

対象 市内在住の安定期に入った妊婦さんと配偶者(パートナー)、その家族

実施場所 こども相談センター(保健・福祉合同庁舎内)

内容 沐浴実習、パパの妊婦体験、妊娠中の食事の話、絵本の紹介、赤ちゃんと一緒に出かけできる場所と手作りおもちゃの紹介・作成、先輩ママとの交流など(*状況により内容を一部変更する可能性があります。)

費用 無料

日程は、市ホームページ等をご覧ください。

すくすくママ訪問

問 すくすく訪問ルーム(子ども相談課内)
☎433-7006 Fax.433-7087

安定期の妊婦さんに対して訪問を行っています。訪問時期になりましたら、電話かハガキで事前にご連絡のうえ、ご自宅にお伺いします。お仕事や里帰りなどでご自宅にご不在の場合などは、ご相談ください。

対象 妊娠6か月～8か月の妊婦

訪問者 すくすくサポーター(助産師・保健師)

不育症治療費助成

問 子ども相談課 ☎433-7000

不育症治療の必要があると医師に判断され、医療保険各法の規定による保険給付の対象外の治療(*健康保険が適用されていない治療)を受けたかたの、経済的負担の軽減を図ります。





産婦健康診査

出産後間もないお母さんの身体と心の健康状態を確認するため、産後2週間及び1か月の産婦健康診査費の一部を公費負担します。

乳幼児の予防接種手帳の配付

市民課に出生届を行うと、予防接種手帳が配付されます。予防接種は生後2か月より接種できます。手帳には「予防接種予診票」がセットされています。説明文をよく読んでうえで、事前に実施医療機関に予約をし、接種を開始してください。貝塚市以外または、休日や時間外に出生届を提出された場合は、母子健康手帳をご持参のうえ、子ども相談課へお越しください。

新生児聴覚検査

大阪府内の医療機関・助産所で実施する、新生児聴覚検査(初回検査)の検査費用の一部を公費負担します。

対象 原則生後1か月までの乳児

対象となる検査

自動ABR(自動聴性脳幹反応検査) 5,000円(上限)

OAE(耳音響放射検査) 1,500円(上限)

※公費負担は上記検査のうちいずれか1回のみ(初回検査のみ)となります。

※上限を超える費用負担が発生した場合、自費でお支払いください。

※保険治療に該当する場合は、公費負担対象外です。

受け方 新生児聴覚検査受検票(事前に記入)を母子健康手帳とともに、医療機関・助産所に提出のうえ、検査を受けてください。

すくすくベビー訪問

問 すくすく訪問ルーム(子ども相談課内)

☎433-7006 Fax.433-7087

生まれて間もない赤ちゃんのご家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みのご相談に応じるとともに、子育ての情報提供を行います。

訪問の対象 生後3週間～2か月頃の乳児

訪問者 すくすくサポーター(助産師・保健師)

内容 赤ちゃんの身体計測を通して発育・子育ての相談等に応じます。



乳幼児健康診査

乳幼児健康診査は、お子さんの健康状態や成長発達を知るための大切な機会です。必ず受診してください。

健診の種類	対象年(月)齢	実施場所	備考
乳児一般(1か月児)健康診査	生後1か月頃	大阪府内の医療機関	出生届時に配付する「乳児一般(1か月児)健康診査受診票」に必要事項を記入して受診してください。
4か月児健康診査	生後4か月を過ぎた頃	こども相談センター(保健・福祉合同庁舎内)	※
乳児後期健康診査	生後9か月～1歳のお誕生日の前日まで	大阪府内の医療機関	4か月児健康診査でお配りする「乳児後期健康診査受診票」に必要事項を記入して受診してください。
1歳7か月児健康診査	1歳6か月を過ぎた頃	こども相談センター(保健・福祉合同庁舎内)	※
2歳6か月児歯科健康診査	2歳6か月頃	こども相談センター(保健・福祉合同庁舎内)	※
3歳6か月児健康診査	3歳6か月頃	こども相談センター(保健・福祉合同庁舎内)	※

※こども相談センター(保健・福祉合同庁舎内)実施分(集団健診)の対象児には、健診日の1週間前までに個別案内通知と乳幼児健康診査予診票を発送します。

その他

種類	対象	実施場所	備考
発達相談	就学前までの児童	こども相談センター(保健・福祉合同庁舎内)	子どもの発達などに不安があるかたに、発達相談員が相談に応じます(要予約)。
すこやか健診	就学前までの児童	こども相談センター(保健・福祉合同庁舎内)	子どもの発育・発達を確認するための健診です。(要予約)
ST相談	就学前までの児童	こども相談センター(保健・福祉合同庁舎内)	子どもの発音などに不安があるかたに言語聴覚士が相談に応じます。(要予約)



赤ちゃん相談(要予約)

保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が相談に応じます。

対象 相談当日1歳未満の乳児

実施場所 こども相談センター
(保健・福祉合同庁舎内)

内容 身体測定・育児・栄養・母乳・歯科相談など

費用 無料

受け方 相談日の1週間前から前日までに要予約

日程は市ホームページ等をご覧ください。

離乳食講習会(要予約)

離乳食のポイントやメニューの紹介、調理実習、試食などを行います。

対象 ①生後5か月頃～8か月頃
②生後9か月頃～15か月頃

実施場所 こども相談センター
(保健・福祉合同庁舎内)

内容 ①離乳食開始から2回食までの内容
②3回食から完了期の内容

費用 200円

日程は市広報、市ホームページをご覧ください。

幼児食講習会(要予約)

幼児食のちょっとしたポイントやおいしい食事を食べて体験できます。

対象 離乳食完了から小学校入学前の幼児とその保護者

実施場所 こども相談センター
(保健・福祉合同庁舎内)

内容 幼児食のポイントやメニューの紹介、調理実習、食事などを行います。

費用 500円(保護者1人)、幼児1人につきプラス200円

日程は、市広報、市ホームページをご覧ください。

子どもの予防接種

問 子ども相談課 ☎433-7000

実施日 予防接種は年間を通して市内指定医療機関で実施しています(要予約)。

持ち物 予防接種予診票、母子健康手帳、子ども医療証および健康保険の資格が確認できるもの

種類	対象者	備考
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳の誕生日の前日まで	接種開始月齢により接種回数が異なります。詳細は予防接種手帳をご確認ください。
B型肝炎	生後2か月～1歳の誕生日の前日まで	3回目の接種終了までに6か月程度の期間が必要です。
ロタウイルス	ロタリックス(1価) 生後6週～ 生後24週まで ロタテック(5価) 生後6週～ 生後32週まで	どちらのワクチンも予防効果や安全性に差はありません。どちらか一方のワクチンを選択し、初回から完了まで、ワクチンの種類を変えず同じワクチンを接種します。

種類	対象者	備考
五種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ)	生後2か月～7歳6か月の前日まで	初回接種3回を規定の間隔をあけて接種し、3回目接種後6か月～18か月の間に1回接種します。
第2期二種混合 (ジフテリア・破傷風)	11歳～13歳の誕生日の前日まで	予診票は、小学6年生になったかたに個別送付します。
BCG	1歳の誕生日の前日まで	標準的な接種期間は生後5か月～生後8か月です。
水痘(みずぼうそう)	1歳～3歳の誕生日の前日まで	1回目を接種後、6か月おいて2回目接種。水痘にかかったことがあるかたは水痘の免疫を持っていると考えられるため、接種する必要はありません。
第1期 麻しん風しん混合	1歳～2歳の誕生日の前日まで	既に麻しんまたは、風しんのいずれかにかかったかたも、麻しん風しん混合ワクチンを接種することができます。
第2期 麻しん風しん混合	小学校就学前の1年間(年長児の間)	
第1期日本脳炎	3歳～7歳6か月の前日まで	第2期の予診票は、小学4年生になったかたに個別送付します。
第2期日本脳炎	9歳～13歳の誕生日の前日まで	
ヒトパピローマウイルス感染症(HPV)	小学6年生相当の年齢～高校1年生相当の年齢	接種終了までに6か月程度の期間が必要です。予診票は、小学6年生になったかたに個別送付します。

《予防接種の注意》

1. 予防接種は、住民登録のある市町村で受けてください。
2. 貝塚市から転出し、他の市町村に転入された日(※貝塚市での住民登録抹消日)の当日以降は、貝塚市での接種はできません。
3. 予防接種手帳の「予防接種を受けることができないかた」の項目にあてはまる場合は接種できません。
4. お子さんの体調の良いときに接種しましょう。
5. 予診票の送付(第2期二種混合、第2期日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症)時期は、ワクチンの供給状況などにより、変更になる場合があります。



予防接種プラン(就学前まで)

実際に接種した日付を
表に記入しましょう。



お誕生日	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月
/	/	/	/	/	/	/	/

妊娠・出産・子育て

接種種別	ワクチン名	接種回数	接種時期	対象年齢
不活化	B型肝炎 (母子感染予防を除く)	定期	2カ月 → 3カ月	1歳以上
生 (経口)	ロタウイルス	1価 (2回接種)	2カ月 → 3カ月	6ヶ月以上
		5価 (3回接種)	2カ月 → 4カ月	6ヶ月以上
不活化	小児用肺炎球菌	定期	2カ月 → 3カ月 → 4カ月	2歳以上
不活化	五種混合	定期	2カ月 → 3カ月 → 4カ月	2歳以上
生	BCG	定期	5カ月 → 7カ月	1歳以上
生	MR(麻しん風しん混合)	定期	12/16	1歳以上
生	水痘(みずぼうそう)	定期	12/16	1歳以上
生	おたふくかぜ	任意	12/16	1歳以上
不活化	日本脳炎	定期	5カ月 → 7カ月	1歳以上

同時接種
生 生ワクチン
 不活化 不活化ワクチン

← ○ → 推奨接種時期(数字は接種回数)
 定期予防接種の対象年齢

▼子どもの月齢ごとの日付を記入してください▼

8カ月	9カ月	10カ月	11カ月	1歳	1歳6カ月	2歳	就学前まで
/	/	/	/	/	/	/	/

備考

3	(注)3回目は、1回目から20週以上間隔をあけて受けます。						0歳のうちに3回接種が必要。1歳以上でも未接種の場合は、できるだけ早く受けることをおすすめします(1歳以上は任意接種)。
							遅くとも生後14週6日までに接種を開始しましょう。令和2年10月から定期接種。
							接種開始月齢により接種回数異なります。
							11歳で二種混合(DT)を追加接種(接種対象11~12歳)。
							② ①基本的には1歳になったらすぐに。 ②小学校入学の前年に追加接種。
							② ①基本的には1歳になったらすぐに。 ②1回目から6カ月以上(最短3カ月)の間隔をあけて受けます。
							② ①基本的には1歳になったらすぐに。 ②確実に免疫をつけるために、小学校入学の前年に追加接種を受けるのが有効です。
							めやすは、①②3歳で2回 ③4歳で1回 ④9歳で1回

定期 定期接種:定められた期間内で受ける場合には、基本的に無料。

任意 任意接種:有料。

接種間隔:異なる種類の注射の生ワクチン同士が接種できるのは、4週間後の同じ曜日から。



産前産後の働き方をサポート

詳しくはこちら



妊娠～産後、夫婦の働き方をサポートしてくれる制度をご紹介します。



職場生活で 知っておきたいコト

業務時間のコト

- ◎ 時間外、休日労働、深夜業の制限・変形労働時間制の適用制限

カラダ・業務内容のコト

- ◎ 軽易業務転換
- ◎ 危険有害業務の就業制限
重量物の取扱い業務、有害ガスを発散する場所等における業務については、妊娠・出産機能等に有害であることから、妊娠中・年齢等によらず全ての女性を就業させることは禁止されています。

CHECK1

母性健康管理指導事項 連絡カード

医師等の指導のもとに、妊婦健診を受けるための時間を確保したり、ラッシュを避けるために通勤の時間をずらしてもらう等、母性健康管理のために必要な措置を講じてもらいましょう



妊娠中または出産後の働く女性

健康診査等を受診後、事業主に母健連絡カードを提出し、措置を申し出る



医師

母健連絡カードに必要事項を記載する



事業主

母健連絡カードの記載内容に応じた措置を講じる

母健連絡カードは
こちらからダウンロード



妊娠中

予定日**6週間前**
(双子以上の場合は**14週間前**)

出産

出産の翌日から
8週間

産前休業

請求すれば取得できません。出産当日は産前休業に含まれます。

CHECK1

産前・産後休業の期間及びその後30日間の解雇は禁止されています

産後休業

就業することができません。ただし、産後6週間を経過後に、本人が請求し、医師が支障がないと認めた業務には就業できます。

知っておきたい、大事なお金のコト

産前・産後休業中、育児休業中の経済的支援

※いずれも非課税のため所得税の控除はなく、次年度の住民税の算定基礎にもなりません。

出産育児一時金※

健康保険の加入者が、出産したとき、1児につき50万円(産科医療補償制度加算対象出産でない場合は48万8千円)が支給されます。

☑ 協会けんぽ、健康保険組合、市区町村等へ

出生時育児休業給付金

産後パパ育休を取得した等一定の要件を満たした方が対象で、原則として休業開始前賃金の67%が支給されます。

☑ 最寄りのハローワークへ

出産手当金※

産前・産後休業の期間中、健康保険から1日につき、原則として賃金の3分の2相当額が支給されます(ただし、休業期間に会社から給与が支払われ、出産手当金よりも多い額が支給されている場合には、出産手当金は支給されません)。

☑ 協会けんぽ、健康保険組合等へ

育児休業給付金※

育児休業を取得した等一定要件を満たした方が対象で、原則として休業開始後6か月間は休業開始前賃金の67%、休業開始から6か月経過後は50%が支給されます。

☑ 最寄りのハローワークへ

社会保険料の免除

健康保険・厚生年金保険の保険料は、会社から年金事務所又は健康保険組合に申出をすることによって、本人負担分、会社負担分ともに免除されます。また、国民健康保険・国民年金の保険料は、本人等の申出によって、産前産後の4か月間(双子以上の場合6か月間)免除されます。健康保険の給付は通常どおり受けられます。また、免除された期間分も将来受け取る年金額に反映されます。

☑ 年金事務所、健康保険組合、厚生年金基金、市区町村等へ

雇用保険料の免除

産前・産後休業中、育児休業中に会社から給与が支払われていなければ、雇用保険料の負担はありません。

産前産後の働き方をサポートする制度について

別途、勤め先に会社の規定もご確認ください。また、会社に規定がなくても、パートなどの方も会社へ申し出ることができます。

大阪労働局雇用環境・均等部 ☎06-6941-8940
 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階

働き続けるために知っておきたいコト

子の1歳の誕生日前日まで 子の3歳の誕生日前日まで 子の小学校入学まで 子の小学校3年生まで

復職時に知っておきたいコト

業務・育児時間のコト

●育児時間

生後1年に達しない子を育てる女性には、1日2回各々少なくとも30分間の育児時間を請求できます。

●時間外労働、休日労働、深夜業の制限・変形労働時間制の適用制限・危険有害業務の就業制限

出産後1年以内の女性には、妊娠中と同様に、これらが適用になります。

●育児休業制度・産後パパ育児休業制度

詳しくは、下に記載しています。

●母性健康管理措置

出産後1年以内の女性は、医師等から指示があったときは、健康診査等に必要時間の確保を申し出ることができます。



業務時間のコト

●短時間勤務制度

事業主は、子を養育する男女労働者について、短時間勤務制度(1日原則として6時間)を設けなければならないことになっています。

●育児時短就業給付金

2歳未満の子を養育するために時短勤務をする場合は、時短勤務中に支払われた賃金の最大10%が支給されます。最寄りのハローワークへ。

●所定外労働の制限

事業主は、男女労働者から請求があった場合、所定外労働をさせてはならないことになっています。

●時間外労働、深夜業の制限

事業主は、子を養育する男女労働者から請求があった場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはならない、深夜労働(午後10時から午前5時まで)をさせてはならないことになっています。



子どもの病気やケガのとき

●子の看護等休暇

子を養育する男女労働者は、会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に1年につき5日(子が2人以上なら10日)まで、1日または時間単位で、病気やけがをした子の看護、予防接種及び健康診断のために取得できます(有給か無給かは会社の規定によります)。

カラダのコト

育児休業制度・産後パパ育児休業制度(出生時育児休業制度)

育児休業 1歳に満たない子を養育する労働者は、男女を問わず希望する期間子どもを養育するために休業することができます。育児休業は1人の子に対して原則2回に分割して取得できます。また、産後パパ育児と育児休業を合わせれば4回休業できます。

契約期間の定めのある労働者(期間雇用者)であっても、右の①②のいずれにも該当する場合、取得できます。

- 子が1歳6か月(2歳まで取得する場合は2歳)に達する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでない場合
- 産後パパ育児を取得する場合
子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでない場合

育児休業の延長

保育所等に入れないなどの一定の要件を満たす場合は、子が1歳6か月に達する日までの間、育児休業を延長することができます(最長で子が2歳に達する日までの間)。

育児休業の取得パターン

会社の規定を確認し、遅くとも休業開始1か月前までに会社に育児休業申出書を提出しましょう(規定がない場合でも、育児・介護休業法を根拠に請求ができます)。

※産後パパ育児を取得する場合

休業開始予定日の2週間前(労協定を締結している場合は2週間超から1か月以内で労協定で定める期限)までに、会社に育児休業申出書を提出しましょう。

育児休業期間を延長する場合、休業開始予定日の2週間前までに申し出てください。

産後パパ育児(出生時育児休業制度) 育児休業とは別に、子の出生後8週間のうち、最大4週間まで、2回に分割して休業することができます。



パパ・ママ育児プラス 父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に父母それぞれ1年間まで育児休業を取得できます(ただし、1年間には出産日、産後休業期間、産後パパ育児期間を含みます)。



手続き